

【質問】 成育基本法について教えてください。
 ださい。
 (32歳、主婦)

成育基本法

【回答】 わが国の出生数は年々減少しており、2019(令和元)年生まれの子どもの数は86万4千人と、初めて90万人を割り込み過去最少となりました。急速に進んだ少子高齢化のため、子どもの健全な育成を後押しする社会的施策が立ち遅れ、安心して子どもを産み育てることができない社会環境が整備されてこなかったことが、原因として挙げられます。

日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会は子育てを孤立させず、子どもが心身共にすこやかに育つ社会づくりが重要だと考えています。そのために、母子保健行政の縦割りを解消し、妊娠期の母親の家庭支援に始まり、出産後の子どもの成長過程に応じた

母子を多様に支援

支援が行われる社会を形成しようと、賛同する国会議員らと活動。その結果、成



安心して子育てできる社会へ

育基本法(成育医療推進法)が18年12月に成立しました。正式名称は「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」です。すべての妊婦、子どもに、妊

支援を行うこととなります。具体的には▽健診や相談支援を通じた虐待の発生予防や早期発見の促進▽科学的知見に基づいた、愛着形成に関する知識や食育を含めた心身の健康に関する教育の普及啓発▽予防接種や健

診に関する記録のデータベース整備▽子どもの死亡時の死因を検証する体制づくり▽子どもの貧困対策などが挙げられます。少子化により、経済規模の縮小や労働力不足、社会保障の持続困難、人口減少などに対する不安の声が上がっています。これらは確かに大きな問題です。しかし、人々の生活や考えが多様化した今日、何より問題なのは、子どもを産み育てたいのに、それができない人たちが増えていることです。「子どもは国の宝」。子どもたちが笑って過ごせる社会は平和で喜ばしいことです。すこやかな成長を心から願う、次代にすばらしい社会を残すためにも、成育基本法がきちんと施行されることを願います。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。